

## 公益財団法人JAL財団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### （目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人JAL財団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等の額の決定）

- 第3条 この法人の評議員には、会議への出席に係わる対価として、1人1回につき2万円を超えない金額を報酬として支給することができる。
- 2 この法人の常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、事業年度ごとに1名につき10百万円を上限とし、理事については理事会で、監事については監事の協議に基づき決定する。
  - 3 この法人の非常勤役員には、会議への出席に係わる対価として、1人1回につき2万円を超えない金額を報酬として支給することができる。
  - 4 この法人の役員及び評議員の退職に当たっては、退職金を支給しない。

### （報酬等の支給方法）

- 第4条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。ただし、報酬の支給日が休日にあたるときは、その前営業日とする。
- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### （費用）

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。